

20建企 第 825号
平成21年 3月17日

関 係 各 位

長崎県土木部

工事打合せ簿の取扱要領について

標記について、運用の改善を図るため、下記のとおり定めましたので、お知らせ致します。

記

1. 取扱要領 別添のとおり
2. 適用年月日 平成21年 4月 1日以降に、入札執行通知または公告する工事から適用する。

工事打合せ簿の取扱要領

1. 趣旨

工事の実施にあたっては契約図書（長崎県建設工事共通仕様書等含む）に基づく「指示」、「承諾」、「通知」、「提出」、等の事項について、書面またはその他の資料等により取り交わし、整理しなければならない。これらの取り交わしは数も多く、内容も多岐にわたる事から、書式及び手順の効率化を図るために、「工事打合せ簿」により処理するよう統一を図るものである。

2. 使用の適用範囲

「工事打合せ簿」は、上記趣旨に則り適正に運用しなければならない。したがって、監督職員と請負者の間で書面により取り交わす必要があるものは、**全て「工事打合せ簿」により取り交わすことを原則とする。**

ただし、別途様式が定められているものは、当該様式のみ提出でよい。

3. 運用

「工事打合せ簿」は、監督職員と請負者（現場代理人）のいずれかから契約上の処理事項について、内容を簡潔に記入して発議し、これに対する相手方の「**処理・回答**」があつて発議に対する処理が完結する。

発議事項に対する処理・回答には、単に受理で済む場合の他、内容の照査をおこなう場合など**期間を要する場合**があるが、いずれにしても無用に取り交わしが遅れることにより現場の円滑な進行に支障が出ないように、**遅滞なく処理・回答をおこなうものとする。**

4. 打合せ内容の決裁について

総括監督員の決裁事項

注）規：建設工事施行規則、契：契約書

- ・不適当と認められる工事関係者に関する措置請求に関すること
(規 22 条 1 項、契 12 条 1 項、2 項)
- ・工事の施工が設計図書に適合していない場合の改造請求及び破壊検査に関すること
(規 29 条、契 17 条)
- ・重要な設計図書の変更にすること
(契 19 条)
- ・契約担任者が必要と認め監督職員にその権限の一部の行使を命じたものに関すること

主任監督員（班長等）の決裁事項

- ・総括監督員の決裁事項以外のものであること。なお、5 千万円未満等で総括監督職員を任命しない工事は、**基本的に全て主任監督員（班長等）の決裁事項とする。**

ただし、重要な事項は、必要に応じて上司の決裁を仰ぎ、処理するものとする。

重要な事項

- ・ 構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの
- ・ 新たに追加する工種に係るもので重要なもの
- ・ 一つの打合せ事項における変更見込み金額が変更前設計額の20%を超えると
思われるもの
- ・ その他、重要と判断されるもの

5 . 記載内容について

「工事打合せ簿」は、契約履行過程における打合せ事項の最終的な記録様式として使用するものとし、結論を得るまでの協議は、現場（又は机上）で必要な資料を基に、面談（又は電話等）により行うものとする。ただし、請負者が「協議記録」を残すことを希望する場合は、発注者又は請負者が『その他（協議）』を発議し、これに対する相手方が『その他（回答）』とした工事打合せ簿を取り交わす。

また、請負者へ指示する場合等は、その内容が明らかになるように図面、数量総括表等必要最小限の書類を添付することとする。

6 . 作成部数及び押印について

「工事打合せ簿」は、「発注者用」及び「請負者用」の2部を作成するものとし、双方が押印又はサイン(以下「押印等」という)したものを、それぞれ保管するものとする。

「発注者用」は押印欄の各関係者が押印等するものとするが、「請負者用」については主任監督員の押印で現場代理人に通知する。

7 . 「工事打合せ簿」の流れについて

「工事打合せ簿」は、発議があった事項について何らかの「処理・回答」をおこなって完結することとなる。処理・回答にあたっては、一枚の「工事打合せ簿」に複数の打合せ事項を記載せず、一つの打合せ事項について極力一枚の「工事打合せ簿」で収めるものとする。

8 . 工事打合せ簿一覧表について

請負者は、監督職員から請求があった場合は、工事打合せ簿一覧表を提出しなければならない。(長崎県建設工事共通仕様書 1 - 1 - 4 3 提出書類 第3項参照。)

1 監督職員の業務分担

業 務 内 容	総括監督員	主任監督員	監督員	備 考
工事関係者に関する措置請求 (規22条1項、契12条1項、2項)				1 災害防止等緊急やむを得ない場合のほか、あらかじめ、上司の指示を受ける必要があると認めるものについては、上司の決裁を受けて処理すること。
工事材料の検査(規26条3項、契13条3項)				
工事材料の調合又は工事施工の立会及び工事材料の見本検査(規28条4項、契14条4項)				
支給材料の検査及び引渡し(規27条2項、3項、契15条2項)				
使用方法が設計図書で明示されていない支給材料の使用に係る指示(規27条12項、契15条11項)				
工事の施工が設計図書に適合していない場合における改造請求及び破壊検査(規29条、契17条)				
条件変更に係る施工条件等の調査及びその結果(とるべき措置の指示を含む。)の通知(規24条6項、契18条2項) (1) 図面、仕様書、現場説明書、現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。 (これらの優先順位が定められている場合を除く。)				
(2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。				
(3) 設計図書の表示が明確でないこと				
(4) 工事現場の形状、地質、漏水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。				

(5)設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。				
設計図書の変更 変更指示の取り扱い(契19条)				
臨機の措置に係る請負者に対する意見及び措置請求(規25条1項、3項、契26条1項、3項)				
監督職員の権限 監督職員は、設計図書(当該工事の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)で定めるところにより、この規則の他の条項に定めるもののほか、次に掲げる権限を有するものとする。 (規21条2項、契9条2項) (1)契約の履行についての請負者又は現場代理人に対する指示、協議、通知、承諾又は受理				
(2)設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は請負者が作成したこれらの図書の承諾				
(3)設計図書に基づく工程の管理、立会、工事の施工の状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)				
(4)関連する二以上の工事における工程等の調整				
(5)その他契約担任者が必要と認め監督職員にその権限の一部の行使を命じたもの				

2 監督職員の任命の一般的基準は、次のとおりとする。なお、総括監督員を任命する工事は当初設計額が5千万円以上及び特に必要と認める工事とする。

- (1)監督員 工事担当係長、主査、主任技師又は技師
- (2)主任監督員 工事担当班長
- (3)総括監督員 工事担当課長又は室長

なお、本庁各課の工事について、主任監督員を工事担当係長、総括監督員を参事、総括課長補佐、課長補佐とすることができる。

なお、該当する役職者が不在の場合等やむを得ない事情がある場合は、かいの長若しくは契約担任者が適切に他の者を任命するものとする。

(原文:49監第187号「長崎県建設工事執行規則の施行について」)

		総括監督員 又は 担当課長等	主任監督員	監督員

現場代理人	主任技術者 又は 監理技術者

工 事 打 合 せ 簿

発議年月日	発議者	発議事項	
	○ 発注者	○ 指示	○ 通知又は提出 ○ その他 ()
	○ 請負者	○ 承諾願	○ 通知又は提出 ○ その他 ()
工事番号	第 号	請負者名	
工事名			
(内容) <div style="background-color: #e0e0e0; width: 100%; height: 100%;"></div>			
処 理 ・ 回 答	発 注 者	上記について、承諾 受理・確認 しました。 その他 () 平成 年 月 日	
	請 負 者	上記について、承諾 受理・確認 しました。 その他 () 平成 年 月 日	

工事打合せ簿の取り交わし事例

以下でいう「協議」とは、協議が必要な事項について、発注者と請負者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいい（共通仕様書1-1-1-16）、現場(又は机上)において、必要な資料を基に、面談(又は電話等)により行うものである。（書面でのやり取りは原則不要）

以下には請負者が同意したケースのみを記載しているが、請負者が同意しない場合で、かつ、他に合理的な方法を選定できないと発注者が判断するケースにあつては、発注者は、速やかに関連する部分の工事の『工事中止』をかけるとともに、変更設計書を作成して、請負者に『変更申込書』を提出し、変更契約締結を求めることとする。

例1：発注者が考案した「設計図書の変更」を請負者に指示する場合

発注者と請負者で、変更内容について協議する。
合意した内容をもって、発注者が『指示』を発議し、請負者が『承諾』する。
原則として、設計変更の対象とする。

設計図書とは、図面・工事数量総括表・特記仕様書等の事をいう。（以下同じ。）

指示用および変更設計書用の図面は、原則、発注者が作成する。

請負者の責による『指示』の場合は、請負代金額の変更の対象としない。（手直し指示等）

例2：請負者が考案した「設計図書の変更」を発注者が認める場合

発注者と請負者で、変更内容について協議する。（結果、合意する事となる。）
合意した内容をもって、発注者が『指示』を発議し、請負者が『承諾』する。
原則として、設計変更の対象とする。

請負者の考案であっても、請負代金額の変更を伴う場合は発注者発議の『指示』とする。

指示用および変更設計書用の図面は、請負者が協議のために作成したものを使用してもよい。

請負者が「協議記録」を残す事を希望する場合は、 と の間に、請負者が『その他（設計変更提案）』を発議し、発注者が『受理』した工事打合せ簿を取り交わす。

例3：請負者が考案した「設計図書の変更」を発注者が『承諾』扱いとする場合

発注者と請負者で、変更内容について協議する。（結果、『承諾』扱いとする事となる。）
請負者が『承諾願』を発議し、発注者が『承諾』する。
原則として、設計変更の対象としない。

請負者の都合（現場工期の短縮の目的など）で、工事目的物を同等以上の性能のもの（現場打ち構造物の二次製品化など）に変更する場合、請負者の責（過掘削など）により工事目的物の形状を（根入れを深くするなど）変更する場合、請負者の都合（取引上の都合など）で特記仕様書の施工条件（廃棄物の処分地など）等を変更する場合などにおいて、請負者の提案の方が発注者の設計額より高額な場合は、原則として『承諾』扱いとする。
ただし、請負者の提案の方が発注者の設計よりも合理的でかつ安価な場合は、発注者発議の『指示』（例2）での対応とする。

『承諾』した事項が工事目的物の変更である場合、発注者は、『承諾』した図面を「承諾工事図面」として「設計図書」に綴り、積算に用いる設計図面を「積算用図面」として「参考資料」に綴るとともに、その両方を「変更設計書」に綴る事が望ましい。

『承諾』した事項が特記仕様書の施工条件（廃棄物の処分地など）の変更である場合、特記仕様書の記載内容の変更は行わない。

請負者が「協議記録」を残す事を希望する場合は、 と の間に、請負者が『その他（設計変更提案）』を発議し、発注者が『その他（理由+設計変更は認められない）』とした工事打合せ簿を取り交わす。

例4：請負者が考案した「設計図書の変更」を発注者が認めない場合

発注者と請負者で、変更内容について協議する。（結果、不採用となる。）
工事打合せ簿を取り交わす必要は無い。

請負者が「協議記録」を残す事を希望する場合は、例3と同じ取扱いとする。

例5：発注者が「仕様書等で承諾事項とはしていない事項」を新たに承諾事項とする場合

発注者は、請負者に対し、自主的に『承諾願』を発議するよう、任意で要請する。
発注者と請負者で、承諾内容について協議する。
請負者が『承諾願』を発議し、発注者が『承諾』する。
原則として、設計変更の対象としない。

仕様書等とは、特記仕様書，共通仕様書，契約書の事をいう。（以下同じ。）

請負者が「発注者が承諾事項とすることを求めた記録」を残す事を希望する場合は、との間に、発注者が「承諾事項とする旨」の『指示』を発議し、請負者が『承諾』した工事打合せ簿を取り交わす。

承諾事項となった理由が請負者の責によらないものであって、当該『承諾願』の作成に相当の費用が必要と発注者が認める場合は、設計変更の対象とする。

発注者が『承諾』しない場合で、請負者が「発注者に『承諾』を得られなかった記録」を残す事を希望する場合は、との間に、請負者が『承諾願い』を発議し、発注者が『その他（理由+承諾できない）』とした工事打合せ簿を取り交わす。

例6：請負者が「仕様書等で承諾事項となっている事項」について発注者の承諾を得る場合

発注者と請負者で、承諾内容について協議する。
請負者が『承諾願』を発議し、発注者が『承諾』する。
設計変更の対象としない。

仕様書等における、工事打合せ簿での承諾事項は、以下のようなものがある。
（ただし、共通仕様書においては、第1編第1章の総則のみ記載。）

- ・ 施工計画書に記載すべき内容の一部を省略する場合。（共通仕様書1-1-6-1）
- ・ 工事看板の設置を省略する場合。（共通仕様書1-1-32-16）
- ・ 有資格者の配置を求めている作業に、同等の能力を有する者を選定して配置する場合。（共通仕様書1-1-48，1-1-49，1-1-57-19）
- ・ 建設副産物を任意仮設構造物に使用する場合。（共通仕様書1-1-21-2）
- ・ 請負者の都合により、建設発生土受入れ地や建設廃棄物処理地等を変更する場合。（共通仕様書1-1-21-9）
- ・ 県外（離島地区の地方機関においては管外）の下請を使用する場合の理由、ならびに、県産品以外の資材を使用する場合の理由。（共通仕様書1-1-54-3，1-1-53-3）
- ・ 設計図書で指定された機械や、設計図書で規定された排出ガス対策型，低騒音型・低振動型の機械を使用しない場合。（共通仕様書1-1-32-13，1-1-41-1，1-1-41-2）
- ・ 設計図書に定められた施工時間を変更する場合。（共通仕様書1-1-41-1）
- ・ 発注者からの支給品や貸与品を修理する場合。（共通仕様書1-1-19-8）
- ・ 工事測量に使用する基準点を選定する場合。（共通仕様書1-1-42-1）
- ・ 測量標等（用地幅杭，水準点，基準点）を移設する場合。（共通仕様書1-1-42-3）
- ・ 工事現場において請負者が独自の調査試験を行う場合。（共通仕様書1-1-15-6）

発注者が『承諾』しない場合で、請負者が「発注者に『承諾』を得られなかった記録」を残す事を希望する場合は、例5と同じ取扱いとする。

例7：発注者が「仕様書等で提出を求めている資料等」の提出を求める場合

発注者は、請負者に対し、自主的に『通知又は提出』を発議するよう、任意で要請する。
発注者と請負者で、提出内容について協議する。
請負者が『通知又は提出』を発議し、発注者が『受理』する。
原則として、設計変更の対象としない。

請負者が「発注者が『提出』を求めた記録」を残す事を希望する場合は、 と の間に、発注者が「提出を求める旨」の『指示』を発議し、請負者が『承諾』した工事打合せ簿を取り交わす。

提出が必要となった理由が請負者の責によらないものであって、当該提出資料の作成に相当の費用が必要と発注者が認める場合は、設計変更の対象とする。

発注者が『受理』しない場合で、請負者が「発注者に『受理』されなかった記録」を残す事を希望する場合は、 と の間に、請負者が『提出』を発議し、発注者が『その他（理由＋受理できない）』とした工事打合せ簿を取り交わす。

例8：請負者が「仕様書等で提出を求められている資料等」を提出する場合

発注者と請負者で、提出内容について協議する。
請負者が『通知又は提出』を発議し、発注者が『受理』する。
設計変更の対象としない。

発注者が『受理』しない場合で、請負者が「発注者に『受理』されなかった記録」を残す事を希望する場合は、例7と同じ取り扱いとする。

例9：請負者が「仕様書等で承諾事項となっている事項」以外の承諾を求める場合 請負者が「仕様書等で提出を求められている資料等」以外を提出する場合

請負者は、『承諾』又は『提出』が必要な理由を発注者に説明する。
発注者は、仕様書等で『報告』や『協議』となっている事項で請負者が特に希望する場合や、真にやむを得ない理由があると認められる場合を除き、受け付けない。

請負者の社内規則やISO等で『提出』としているものも受け付けない。

『承諾願』や『提出』を受け付ける場合は、例6または例8と同じ取り扱いとする。